

# 調布市特定教育・保育施設 (認可保育所)

## 指導検査基準 (令和5年6月13日適用)

調布市 子ども生活部 子ども政策課

※ 調布市の指導検査は、本基準及び東京都福祉保健局が作成する指導検査基準の両方を用いて実施します

## 指導検査基準中の「評価区分」

| 評価区分 | 指導形態 |  |
|------|------|--|
| C    | 文書指摘 | <p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く）は、原則として「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>   |
| B    | 口頭指導 | <p>福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り「口頭指導」とすることができる。</p> |
| A    | 助言指導 | <p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>   |

## 目次

### I 運営に関する基準

|    |                          |    |
|----|--------------------------|----|
| 1  | 利用定員                     | 5  |
| 2  | 内容及び手続の説明及び同意            | 5  |
| 3  | 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止 | 5  |
| 4  | あつせん、調整及び要請に対する協力        | 5  |
| 5  | 教育・保育給付認定の申請に係る援助        | 6  |
| 6  | 特定教育・保育に関する評価等           | 6  |
| 7  | 運営規程                     | 7  |
| 8  | 勤務体制の確保等                 | 7  |
| 9  | 定員の遵守                    | 8  |
| 10 | 掲示                       | 8  |
| 11 | 秘密保持等                    | 8  |
| 12 | 情報の提供等                   | 9  |
| 13 | 苦情解決                     | 9  |
| 14 | 記録の整備                    | 10 |

### II 保育に関する基準

|    |                        |    |
|----|------------------------|----|
| 1  | 心身の状況等の把握              | 11 |
| 2  | 小学校等との連携               | 11 |
| 3  | 特定教育・保育の提供の記録          | 11 |
| 4  | 特定教育・保育の取扱方針           | 11 |
| 5  | 相談及び援助                 | 11 |
| 6  | 緊急時等の対応                | 12 |
| 7  | 教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則 | 12 |
| 8  | 虐待等の禁止                 | 12 |
| 9  | 地域との連携等                | 12 |
| 10 | 事故発生の防止及び発生時の対応        | 12 |
| 11 | 記録の整備                  | 13 |

### III 会計に関する基準

|   |            |    |
|---|------------|----|
| 1 | 利用者負担額等の受領 | 14 |
| 2 | 利益供与等の禁止   | 15 |
| 3 | 会計の区分      | 15 |
| 4 | 記録の整備      | 15 |

### IV 公定価格に関する基準

|    |             |    |
|----|-------------|----|
| 1  | 基本分単価       | 16 |
| 2  | 処遇改善等加算Ⅰ    | 17 |
| 3  | 3歳児配置改善加算   | 21 |
| 4  | 休日保育加算      | 22 |
| 5  | 夜間保育加算      | 22 |
| 6  | 減価償却費加算     | 22 |
| 7  | 賃借料加算       | 22 |
| 8  | チーム保育推進加算   | 23 |
| 9  | 主任保育士専任加算   | 24 |
| 10 | 療育支援加算      | 24 |
| 11 | 事務職員雇上費加算   | 25 |
| 12 | 処遇改善等加算Ⅱ    | 25 |
| 13 | 処遇改善等加算Ⅲ    | 30 |
| 14 | 高齢者等活躍促進加算  | 33 |
| 15 | 施設機能強化推進費加算 | 33 |
| 16 | 小学校接続加算     | 34 |
| 17 | 栄養管理加算      | 34 |
| 18 | 第三者評価受審加算   | 34 |

### V 市補助金に関する基準

|   |               |    |
|---|---------------|----|
| 1 | 実費徴収の禁止       | 35 |
| 2 | 他自治体施設等への資金移動 | 35 |
| 3 | 本部経費按分負担額の算出  | 35 |
| 4 | 書類の整備保管       | 36 |

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

| No | 関係法令及び通知等   | 略称       |
|----|---|----------|
| 1  | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）   | 法        |
| 2  | 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）                     | 運営基準府令   |
| 3  | 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日府子本第571号，28文科初第727号，雇児発0823第1号） | 留意事項通知   |
| 4  | 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和2年7月30日府子本第761号，2文科初第643号，子発0730第2号）                      | 処遇改善通知   |
| 5  | 公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver. 21）（令和5年1月4日時点版）   | 公定価格FAQ  |
| 6  | 夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）                                     | 夜間保育所通知  |
| 7  | 調布市民間保育所等運営費等補助金交付要綱  | 市補助金要綱   |
| 8  | 調布市民間保育所等運営費等補助金の運用について（2調子保発第700002号）  | 市補助金運用通知 |
| 9  | 認可保育所における上乗せ徴収，実費徴収について（2調子保発第700003号）  | 実費徴収通知   |

## I 運営に関する基準

| 項目                         | 基本的考え方   | 観点                                  | 関係法令等            | 評価事項  | 評価          |
|----------------------------|--|-------------------------------------|------------------|---|-------------|
| 1 利用定員                     | 1 特定教育・保育施設（認可保育所に限る）の利用定員は20人以上とする。   | 1 利用定員は遵守されているか                     | 1 運営基準府令第4条第1項   | 1 利用定員を20人以上としていない  | C           |
|                            | 2 法第19条第2号、第3号に定める区分ごとの利用定員を定めるものとする。  |                                     | 1 運営基準府令第4条第2項   | 1 区分ごとの利用定員を定めていない  | C           |
| 2 内容及び手続の説明及び同意            | 1 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 | 1 重要事項説明書等を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか | 1 運営基準府令第5条第1項   | 1 重要事項説明書等を作成していない<br>2 重要事項説明書等の内容が不十分である<br>3 重要事項説明書等を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていない | C<br>B<br>C |
| 3 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止 | 1 教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。  | 1 正当な理由のない提供拒否をしていないか               | 1 運営基準府令第6条第1項   | 1 正当な理由なく教育・保育給付認定保護者からの利用申込みを拒否している  | C           |
|                            | 2 私立保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。  | 2 市からの委託を拒否していないか                   | 1 運営基準府令附則第2条第2項 | 1 市からの委託を拒否している   | C           |
| 4 あっせん、調整及び要請に対する協力        | 1 法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。  | 1 あっせん及び要請に対し、協力しているか               | 1 運営基準府令第7条第1項   | 1 あっせん及び要請に対し、協力していない   | B           |

|                     |   |  |  |   |                  |
|---------------------|---|--|--|---|------------------|
|                     | 2 児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。  | 2 調整及び要請に対し、協力しているか  | 1 運営基準府令第7条第2項                         | 1 調整及び要請に対し、協力していない   | B                |
| 5 教育・保育給付認定の申請に係る援助 | 1 教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。<br><br>2 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が、遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない（緊急その他やむを得ない理由がある場合を除く）。 | 1 教育・保育給付認定申請の援助を行っているか  | 1 運営基準府令第9条第1項<br><br>1 運営基準府令第9条第2項   | 1 速やかに申請が行われるよう援助をしていない<br>2 援助が不十分である<br><br>1 有効期間満了日の30日前に変更の認定の申請が行われるよう援助をしていない<br>2 援助が不十分である           | C<br>B<br>C<br>B |
| 6 特定教育・保育に関する評価等    | 1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<br><br>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。                 | 1 自己評価を行い、改善を図っているか<br><br>2 定期的に外部の者等による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めているか | 1 運営基準府令第16条第1項<br><br>1 運営基準条例第16条第2項 | 1 自己評価を行い、改善を図っていない<br>2 自己評価・改善が不十分である<br><br>1 外部評価等を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めていない<br>2 外部評価等の受審・結果の公表・改善が不十分である | C<br>B<br>C<br>B |

|                   |   |  |   |  |                        |
|-------------------|---|--|---|--|------------------------|
| <p>7 運営規程</p>     | <p>1 特定教育・保育施設は、以下に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかなければならない。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針<br/> ② 提供する特定教育・保育の内容<br/> ③ 職員の職種、員数及び職務の内容<br/> ④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日<br/> ⑤ 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額<br/> ⑥ 法第19条第2号・第3号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員<br/> ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項<br/> ⑧ 緊急時等における対応方法<br/> ⑨ 非常災害対策<br/> ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項<br/> ⑪ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p> | <p>1 運営規程を定めているか</p>                                   | <p>1 運営基準府令第20条</p>                           | <p>1 運営規程を定めていない<br/> 2 運営規程の内容が不十分である</p>                                   | <p>C<br/> B</p>        |
| <p>8 勤務体制の確保等</p> | <p>1 教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない（教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除く）。</p>  | <p>1 職員の勤務体制を定めているか</p> <p>2 当該施設の職員によって保育を提供しているか</p> | <p>1 運営基準府令第21条第1項</p> <p>1 運営基準府令第21条第2項</p> | <p>1 職員の勤務体制を定めていない<br/> 2 職員の勤務体制が不十分である</p> <p>1 当該施設の職員によって保育を提供していない</p> | <p>C<br/> B<br/> C</p> |

|          |   |   |   |  |                               |
|----------|---|---|---|--|-------------------------------|
|          | 3 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。   | 3 研修の機会を確保しているか   | 1 運営基準府令第21条第3項   | 1 研修を実施していない<br>2 研修が不十分である  | C<br>B                        |
| 9 定員の遵守  | 1 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない（特定教育・保育に対する需要の増大への対応等、やむを得ない事情がある場合を除く）。  | 1 やむを得ない事情がないにも関わらず、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか  | 1 運営基準府令第22条  | 1 やむを得ない事情がないにも関わらず、利用定員を超えて特定教育・保育を提供している   | C                             |
| 10 掲示    | 1 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。  | 1 施設の見やすい場所に運営規程等の重要事項を掲示しているか  | 1 運営基準府令第23条  | 1 運営規程等の重要事項を掲示していない<br>2 掲示の場所や内容が不十分である  | C<br>B                        |
| 11 秘密保持等 | 1 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。<br><br>2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。<br><br>3 小学校、他の特定教育・保育施設等に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。 | 1 正当な理由なく、業務上知り得た子どもや家族の秘密を漏らしていないか<br><br>2 職員であった者が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。<br><br>3 情報提供に際して、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか | 1 運営基準府令第27条第1項<br><br>1 運営基準府令第27条第2項<br><br>1 運営基準府令第27条第3項 | 1 正当な理由なく、業務上知り得た子どもや家族の秘密を漏らしている<br><br>1 必要な措置を講じていない<br>2 必要な措置が不十分である<br><br>1 保護者の同意を得ていない<br>2 保護者の同意が不十分である | C<br><br>C<br>B<br><br>C<br>B |



|                  |   |  |   |   |   |
|------------------|---|--|---|---|---|
| <p>12 情報の提供等</p> | <p>1 施設を利用しようとする小学校就学前子どもの保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</p>  | <p>1 提供する保育内容の情報提供に努めているか</p> <p>2 虚偽または誇大な広告をしていないか</p>   | <p>1 運営基準府令第28条第1項</p> <p>1 運営基準府令第28条第2項</p>   | <p>1 提供する保育内容の情報提供に努めていない</p> <p>1 虚偽または誇大な広告をしている</p>  | <p>B</p> <p>C</p>                                     |
| <p>13 苦情解決</p>   | <p>1 提供した保育に関する教育・保育給付認定子ども・保護者・家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 提供した保育に関する教育・保育給付認定子ども・保護者・家族からの苦情に関して、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 提供した保育に関して市町村が行う検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども・保護者・家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> | <p>1 苦情受付窓口の設置等, 必要な措置を講じているか</p> <p>2 苦情の内容等を記録しているか</p> <p>3 苦情に関して市が実施する事業に協力しているか</p> <p>4 市が行う検査・調査に協力するとともに、市の指導・助言に従い必要な改善を行っているか</p> | <p>1 運営基準府令第30条第1項</p> <p>1 運営基準府令第30条第2項</p> <p>1 運営基準府令第30条第3項</p> <p>1 運営基準府令第30条第4項</p> | <p>1 苦情解決窓口の設置等, 必要な措置を講じていない</p> <p>2 措置が不十分である</p> <p>1 苦情の内容等を記録していない</p> <p>2 記録が不十分である</p> <p>1 苦情に関して市が実施する事業に協力していない</p> <p>1 市が行う検査・調査への協力または市の指導・助言に対する改善を行っていない</p> <p>2 市が行う検査・調査への協力または市の指導・助言に対する改善が不十分である</p> | <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> |

|          |  |   |  |  |             |
|----------|--|---|--|--|-------------|
|          | 5 市町村からの求めがあった場合には、4の改善の内容を市町村に報告しなければならない。                                    | 5 市からの求めがあった場合に、改善の内容を市に報告しているか                           | 1 運営基準府令第30条第5項                        | 1 改善内容を市に報告していない<br>2 改善内容の市への報告が不十分である                                  | C<br>B      |
| 14 記録の整備 | 1 職員及び設備に関する諸記録を整備しておかなければならない。<br><br>2 苦情の内容等の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 | 1 職員及び設備に関する諸記録を整備しているか<br><br>2 苦情内容の記録を完結の日から5年間保存しているか | 1 運営基準府令第34条第1項<br><br>1 運営基準府令第34条第2項 | 1 職員及び設備に関する諸記録を整備していない<br>2 記録が不十分である<br><br>1 苦情内容の記録を完結の日から5年間保存していない | C<br>B<br>C |

## II 保育に関する基準

| 項目              | 基本的考え方   | 観点                              | 関係法令等           | 評価事項  | 評価     |
|-----------------|--|---------------------------------|-----------------|---|--------|
| 1 心身の状況等の把握     | 1 特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。   | 1 子どもの心身の状況等の把握に努めているか          | 1 運営基準府令第10条    | 1 子どもの心身の状況等の把握に努めていない<br>2 子どもの心身の状況等の把握が不十分である                | C<br>B |
| 2 小学校等との連携      | 1 特定教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。 | 1 小学校等との連携に努めているか               | 1 運営基準府令第11条    | 1 終了に際し、円滑な接続に資するよう、小学校等との連携に努めていない<br>2 小学校等との連携が不十分である        | C<br>B |
| 3 特定教育・保育の提供の記録 | 1 特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。   | 1 特定教育・保育の提供について記録しているか         | 1 運営基準府令第12条    | 1 特定教育・保育の提供について記録していない<br>2 記録が不十分である                          | C<br>B |
| 4 特定教育・保育の取扱方針  | 1 保育所保育指針に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。   | 1 特定教育・保育の内容は適切か                | 1 運営基準府令第15条第1項 | 1 特定教育・保育の内容が適切でない<br>2 特定教育・保育の内容が不十分である                       | C<br>B |
| 5 相談及び援助        | 1 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。            | 1 保護者等の相談に適切に応じ、必要な助言・援助を行っているか | 1 運営基準府令第17条    | 1 保護者等の相談に適切に応じ、必要な助言・援助を行っていない<br>2 保護者等の相談に対する対応・助言・援助が不十分である | C<br>B |

|                          |   |  |                 |   |                            |
|--------------------------|---|--|-----------------|---|----------------------------|
| 6 緊急時等の対応                | 1 教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。  | 1 子どもの体調急変時等に、速やかに保護者又は医療機関への連絡等必要な措置を講じているか | 1 運営基準府令第18条    | 1 子どもの体調急変時等に速やかに必要な措置を講じていない<br>2 子どもの体調急変時等の対応が不十分である   | C<br>B                     |
| 7 教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則 | 1 教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。   | 1 差別的取扱いをしていないか                              | 1 運営基準府令第24条    | 1 差別的取扱いをしている   | C                          |
| 8 虐待等の禁止                 | 1 教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。   | 1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか                  | 1 運営基準府令第25条    | 1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている   | C                          |
| 9 地域との連携等                | 1 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。  | 1 地域との交流に努めているか                              | 1 運営基準府令第31条    | 1 地域との交流に努めていない   | B                          |
| 10 事故発生の防止及び発生時の対応       | 1 事故の発生又はその再発を防止するため、以下に定める措置を講じなければならない。<br>①事故が発生した場合の対応、市や保護者等への報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。<br>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。<br>③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 | 1 事故の発生・再発を防止するため、左記①～③の措置を講じているか            | 1 運営基準府令第32条第1項 | 1 事故発生時の対応等が記載された指針を整備していない<br>2 指針の内容が不十分である<br>3 事故やその危険性がある事態について、内容・改善策が従業者に周知徹底されていない<br>4 周知徹底が不十分である<br>5 事故発生防止のための研修等を定期的に行っていない<br>6 研修等が不十分である | C<br>B<br>C<br>B<br>C<br>B |

|          |  |  |  |   |  |
|----------|--|--|--|---|--|
|          | <p>2 教育・保育給付認定子どもに対する保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 教育・保育給付認定子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> | <p>2 事故発生時に、速やかに市・保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じているか</p> <p>3 事故の状況及び対応について記録しているか</p> <p>4 賠償すべき事故発生時、損害賠償を速やかに行っているか</p> | <p>1 運営基準府令第32条第2項</p> <p>1 運営基準府令第32条第3項</p> <p>1 運営基準府令第32条第4項</p> | <p>1 事故発生時に、速やかな市・保護者等への連絡等、必要な措置を講じていない</p> <p>2 事故発生時の対応が不十分である</p> <p>1 事故の状況及び対応について記録していない</p> <p>2 記録が不十分である</p> <p>1 損害賠償を速やかに行っていない</p> | <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> |
| 11 記録の整備 | <p>1 以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>①保育所保育指針に基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>②提供した保育に係る必要な事項（提供日、内容等）の提供の記録</p> <p>③事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>  | <p>1 左記①～③について、完結の日から5年間保存しているか</p>  | <p>1 運営基準府令第34条第2項</p>   | <p>1 左記①～③について、完結の日から5年間保存していない</p>   | <p>C</p>                                     |

### Ⅲ 会計に関する基準

| 項目   | 基本的考え方  | 観点                          | 関係法令等                               | 評価事項                      | 評価 |
|--|---|-----------------------------|-------------------------------------|---------------------------|----|
| 1 利用者負担額等の受領   | 1 上乗せ徴収（特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、保護者に負担を求めること）の実施に際しては、市町村の同意を得なければならない。  | 1 上乗せ徴収の実施について、市町村の同意を得ているか | 1 運営基準府令第13条第3項<br>2 運営基準府令附則第2条第1項 | 1 市町村の同意を得ずに上乗せ徴収している     | C  |
| ※実費徴収については、「Ⅳ 市補助金に関する基準」の「1 実費徴収の禁止」に、別途定めがあるため、要参照 | 2 実費徴収（特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用について、保護者に負担を求めること）の実施は、以下の費用のみとしなければならない。<br>①日用品、文房具等の購入費<br>②行事への参加費<br>③第2号認定子どもの主食費・副食費<br>④施設に通う際に提供される便宜に要する費用<br>⑤その他、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの | 2 左記①～⑤以外の費用について、実費徴収していないか | 1 運営基準府令第13条第4項                     | 1 左記①～⑤以外の費用について、実費徴収している | C  |
|  | 3 利用者負担額等の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用の額を支払った保護者に対し交付しなければならない。   | 3 領収証を保護者に交付しているか           | 1 運営基準府令第13条第5項                     | 1 領収証を保護者に交付していない         | C  |

|            |   |  |  |  |            |
|------------|---|--|--|--|------------|
|            | 4 上乗せ徴収及び実費徴収を行う際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。なお、上乗せ徴収に係る保護者の同意は、文書によらなければならない。   | 4 使途・額・理由について書面で明らかにし、保護者へ説明し、同意を得ているか                 | 1 運営基準府令第13条第6項                        | 1 使途・額・理由について書面で明らかにし、保護者へ説明し、同意を得ていない<br>2 使途・額・理由の明示、保護者への説明、同意が不十分である | C<br>B     |
| 2 利益供与等の禁止 | 1 利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。<br>2 利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。 | 1 金品その他の財産上の利益を供与していないか<br><br>2 金品その他の財産上の利益を收受していないか | 1 運営基準府令第29条第1項<br><br>1 運営基準府令第29条第2項 | 1 金品その他の財産上の利益を供与している<br><br>1 金品その他の財産上の利益を收受している                       | C<br><br>C |
| 3 会計の区分    | 1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。   | 1 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか                      | 1 運営基準府令第33条                           | 1 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない<br>2 区分が不十分である                         | C<br>B     |
| 4 記録の整備    | 1 会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。   | 1 会計に関する諸記録を整備しているか                                    | 1 運営基準府令第34条第1項                        | 1 会計に関する諸記録を整備していない<br>2 記録が不十分である                                       | C<br>B     |

#### IV 公定価格に関する基準

| 項目      | 基本的考え方   | 観点   | 関係法令等   | 評価事項  | 評価                                  |
|---------|--|--|---|---|-------------------------------------|
| 1 基本分単価 | <p>1 基本分単価に含まれる職員構成を充足しなければならない。</p> <p>① 保育士</p> <p>ア 年齢別配置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4, 5歳児30人につき1人</li> <li>・ 3歳児20人につき1人</li> <li>・ 1, 2歳児6人につき1人</li> <li>・ 0歳児3人につき1人</li> </ul> <p>イ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用定員90人以下の施設の場合1人</li> <li>・ 保育標準時間認定の子どもがいる場合1人</li> <li>・ 上記ア・イとは別に非常勤保育士1人</li> </ul> <p>② 施設長1人</p> <p>※児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者</p> <p>③ 調理員等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用定員40人以下 …………… 1人</li> <li>・ 利用定員41～150人 …… 2人</li> <li>・ 利用定員151人以上 …… 3人</li> </ul> <p>※調理業務の全部を委託する場合は配置不要</p> <p>④ 非常勤事務職員</p> <p>※施設長が兼務する場合、業務委託する場合は配置不要</p> <p>⑤ 嘱託医・嘱託歯科医</p> <p>※詳細は留意事項通知別紙2参照</p> | <p>1 基本分単価に含まれる職員構成を充足しているか</p> <p>2 施設長は左記の要件を満たしているか</p> | <p>1 留意事項通知別紙2 II 1</p> <p>2 留意事項通知別紙2 IV 2</p> | <p>1 基本分単価に含まれる職員構成を充足していない</p> <p>2 児童福祉事業等に2年以上従事等していない者を施設長としている</p> <p>3 施設長が常時施設の運営管理業務に専従していない</p> <p>4 委託費からの給与支出がない者を施設長としている</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |



|             |  |  |                 |  |             |
|-------------|--|--|-----------------|--|-------------|
| 2 処遇改善等加算 I | 1 基礎分のうち、職員1人当りの平均経験年数が上昇することに伴い増加する額（加算率－2%分の金額）については、職員の賃金（退職金等を除く）の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てなければならない           | 1 基礎分のうち「加算率－2%」分の金額について、適切に昇給等に充当しているか                        | 1 処遇改善通知第3<br>1 | 1 基礎分のうち「加算率－2%」分の金額を適切に昇給等に充当していない                                  | B           |
|             | 2 賃金改善要件分に係る加算額は、その全額を職員の賃金改善に確実に充てなければならない<br>※ 前提として、公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額についても、その全額を職員の賃金改善に確実に充てなければならない | 2 公定価格の人件費増額改定分の全額を職員の賃金改善に充てた上で、賃金改善要件分についても全額を職員の賃金改善に充てているか | 1 処遇改善通知第3<br>1 | 1 公定価格の人件費増額改定分の全額を職員の賃金改善に充てていない<br>2 賃金改善要件分の全額を職員の賃金改善に充てていない     | C<br>C      |
|             | 3 賃金改善の方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金項目以外の賃金項目の水準を低下させないとともに、対象者や額が恣意的に偏らないようにしなければならない                                | 3 賃金改善の方針を周知し、賃金改善を行う項目以外の給与水準を低下させず、対象者や額が恣意的に偏らないようにしているか    | 1 処遇改善通知第3<br>2 | 1 賃金改善の方針を周知していない<br>2 賃金改善を行う項目以外の給与水準を低下させている<br>3 対象者や額が恣意的に偏っている | C<br>C<br>C |
|             | 4 賃金改善要件分に係る加算額は、充当対象職員、改善する賃金項目（基本給、手当、賞与、一時金等）、支払方法（毎月払い、一括払い）等の名称や内訳等を明確に管理しなければならない                        | 4 賃金改善要件分の充当対象職員、改善する賃金項目、支払方法等を管理しているか                        | 1 処遇改善通知第3<br>2 | 1 賃金改善要件分の充当対象職員、改善する賃金項目、支払方法等を管理していない                              | C           |
|             | 5 賃金改善要件分に係る加算額について、実績報告において加算残額が生じた場合は、翌年度内に速やかにその全額を一時金等により支払い、賃金改善に充てなければならない                               | 5 加算残額について、翌年度内に速やかに全額を賃金改善に充てているか                             | 1 処遇改善通知第3<br>4 | 1 加算残額について、翌年度内に速やかに全額を賃金改善に充てていない                                   | C           |

|  |   |   |                                 |  |  |
|--|---|---|---------------------------------|--|--|
|  | <p>6 賃金改善要件分の支弁を受ける場合、以下①②のうち該当する方の要件及び③の要件を満たす賃金改善計画を作成し、その具体的な内容を職員に周知しなければならない。</p> <p>① 「賃金改善要件分の加算率が前年度より増加する場合」及び「新たに賃金改善要件分の適用を受ける場合」（以下「加算Ⅰ新規事由がある場合」という）</p> <p>⇒ 「賃金改善等見込総額（ア）」が「特定加算見込額（エ）」を下回っていない</p> <p>ア：各職員の「賃金改善見込額（イ）」の合算額と「賃金改善見込額」に応じて増加する法定福利費等の事業主負担分の合算額</p> <p>イ：見込賃金（加算Ⅱ新規事由及び加算Ⅲによる賃金改善見込額等を除く）のうち、「起点賃金水準（ウ）」を超える部分に相当する額</p> <p>ウ：以下A～Cの場合に応じた基準年度の賃金水準に、「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費改定分」を合算した水準</p> <p>A 賃金改善要件分の加算率が前年度より増加する場合<br/>⇒ <u>前年度の賃金水準</u></p> <p>B 前年度に賃金改善要件分の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合<br/>⇒ <u>適用を受けた直近の年度の賃金水準</u></p> <p>C 初めて賃金改善要件分の適用を受</p> | <p>6 左記の要件を満たす賃金改善計画を作成し、その具体的な内容を周知しているか</p> | <p>1 処遇改善通知第4<br/>2 (1) (2)</p> | <p>1 加算Ⅰ新規事由がある場合に、「賃金改善等見込総額」が「特定加算見込額」を下回っている</p> <p>2 加算Ⅰ新規事由がない場合に、「賃金見込総額」が「前年度の賃金水準に加算当年度の公定価格における人件費改定分を加えた額」を下回っている</p> <p>3 「賃金改善等見込総額」「賃金改善見込額」「起点賃金水準」「特定加算見込額」等の算定方法が処遇改善通知に則していない</p> <p>4 特定の年度における「賃金水準」の算定方法が処遇改善通知に則していない</p> <p>5 左記の要件を満たす賃金改善計画を作成し、内容を周知していない</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
|--|---|---|---------------------------------|--|--|

|  |   |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|
|  | <p>ける場合<br/> ⇒ <u>法による確認の効力が発生する年度の前年度の賃金水準</u></p> <p>エ：以下の算式により算定する<br/> 「加算Ⅰの単価の合計額」×「加算Ⅰ新規事由に係る加算率（オ）×100」<br/> ×「見込平均利用子ども数」×「月数」</p> <p>オ：以下A～Bの場合に応じた加算率</p> <p>A 賃金改善要件分の加算率が前年度より増加する場合<br/> ⇒ <u>賃金改善要件分の加算率について加算当年度の割合から基準年度の割合を減じて得た割合</u></p> <p>B 新たに賃金改善要件分の適用を受ける場合<br/> ⇒ <u>適用を受ける賃金改善要件分の加算率</u></p> <p>② 上記①に該当しない場合（＝以下「加算Ⅰ新規事由がない場合」という）<br/> ⇒ <u>賃金見込総額が前年度の賃金水準に加算当年度の公定価格における人件費改定分を加えた額を下回っていない</u></p> <p>③ 特定の年度における「賃金水準」は、加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が加算当年度と同等の条件の下で、当該特定の年度に適用されていた賃金算定方法により算定した賃金水準とする（＝単に前年度に支払った賃金を指すものではなく、勤続年数の伸び等を考慮して算定する必要がある）</p> <p>※詳細は処遇改善通知参照</p> |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|

|  |  |                                 |                                  |  |                                     |
|--|--|---------------------------------|----------------------------------|--|-------------------------------------|
|  | <p>7 賃金改善要件分の支弁を受ける場合、年度末において、実施した賃金改善が以下①②のうち該当する方の要件及び③の要件を満たしていなければならない。</p> <p>① 加算Ⅰ新規事由がある場合<br/>⇒ 「賃金改善等実績総額（ア）」が「特定加算実績額（ウ）」を下回っていない<br/>ア：各職員の「賃金改善実績額（イ）」の合算額と「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分の合算額<br/>イ：支払賃金（加算Ⅱ新規事由及び加算Ⅲによる賃金改善額等を除く）のうち、「起点賃金水準」を超える部分に相当する額<br/>ウ：以下の算式により算定する<br/>「加算Ⅰの加算額総額」×「加算Ⅰ新規事由に係る加算率」÷「基礎分及び賃金改善要件分の加算率」</p> <p>② 加算Ⅰ新規事由がない場合<br/>⇒ <u>支払賃金総額が前年度の賃金水準に加算当年度の公定価格における人件費改定分を加えた額を下回っていない</u></p> <p>③ 上記①または②の要件を満たさなかった場合には、生じた加算残額の全額を翌年度に速やかに職員に支払う<br/>※詳細は処遇改善通知参照</p> | <p>7 実施した賃金改善が左記の要件を満たしているか</p> | <p>1 処遇改善通知第 4<br/>2 (3) (4)</p> | <p>1 加算Ⅰ新規事由がある場合に、「賃金改善等実績総額」が「特定加算実績額」を下回っている</p> <p>2 加算Ⅰ新規事由がない場合に、「支払賃金総額」が「前年度の賃金水準に加算当年度の公定価格における人件費改定分を加えた額」を下回っている</p> <p>3 「賃金改善等実績総額」「賃金改善実績額」「特定加算実績額」等の算定方法が処遇改善通知に則していない</p> <p>4 左記①または②の要件を満たさなかった場合に、加算残額の全額を翌年度に速やかに職員に支払っていない</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
|--|--|---------------------------------|----------------------------------|--|-------------------------------------|

|                    |  |   |   |  |                                     |
|--------------------|--|---|---|--|-------------------------------------|
|                    | <p>8 賃金改善要件分のうち、キャリアパス要件分についても支弁を受ける場合は、以下①②のいずれにも適合するか、処遇改善等加算Ⅱを受けていなければならない。</p> <p>①職員の職位等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系について定め、その内容を就業規則等として書面で整備し、全職員に周知する</p> <p>②職員の資質向上のための計画（ア）を策定し、当該計画に係る研修（イ）を実施するか、研修（イ）機会を確保し、そのことを全職員に周知する</p> <p>ア：「職員の能力評価を行うこと」及び「保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は支援（シフト調整、休暇付与、費用援助等）すること」を掲げる</p> <p>イ：通常業務中に行うものを除く</p> <p>※詳細は処遇改善通知参照</p> <p>9 賃金改善要件分の支弁を受ける場合、賃金改善に係る収入・支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、実績報告後5年間保管しなければならない。</p> | <p>8 左記①②のいずれにも適合しているか、または処遇改善等加算Ⅱを受けているか</p> <p>9 賃金改善に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しているか</p> | <p>1 処遇改善通知第4<br/>3</p> <p>1 処遇改善通知第7<br/>3</p> | <p>1 職員の職位等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を書面で整備し、全職員に周知していない</p> <p>2 職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修を実施するか、研修機会を確保し、そのことを全職員に周知していない</p> <p>3 職員の資質向上のための計画に「職員の能力評価を行うこと」及び「保育士資格等の取得を支援すること」が掲げられていない</p> <p>1 賃金改善に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管していない</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
| <p>3 3歳児配置改善加算</p> | <p>1 3歳児配置改善加算の支弁を受ける場合、3歳児に係る保育士配置について、3歳児15人につき保育士1人の基準で配置しなければならない。</p>   | <p>1 3歳児15人につき保育士1人を配置しているか</p>   | <p>1 留意事項通知別紙2<br/>III 2</p>                    | <p>1 3歳児15人につき保育士1人を配置していない</p>  | <p>C</p>                            |

|           |   |  |  |  |                                     |
|-----------|---|--|--|--|-------------------------------------|
| 4 休日保育加算  | <p>1 休日保育加算の支弁を受ける場合、休日等において、以下の要件を満たして保育を実施しなければならない。</p> <p>①休日等を含めて年間を通じて開所する</p> <p>②子どもの年齢・人数に応じた保育士を配置する</p> <p>③適宜、間食または給食等を提供する</p> <p>④休日等に常態的に保育を必要とする子どもを対象とする</p> | <p>1 左記①～④の要件を満たしているか</p>              | <p>1 留意事項通知別紙 2<br/>Ⅲ 3</p>                  | <p>1 休日等を含めて年間を通じて開所していない</p> <p>2 子どもの年齢・人数に応じた保育士を配置していない</p> <p>3 適宜、間食または給食等を提供していない</p> <p>4 対象が、休日等に常態的に保育を必要とする子どもでない</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
| 5 夜間保育加算  | <p>1 夜間保育加算の支弁を受ける場合、東京都から夜間保育所として設置認可された上で、夜間保育を実施しなければならない。</p>   | <p>1 夜間保育所として設置認可された上で夜間保育を実施しているか</p> | <p>1 留意事項通知別紙 2<br/>Ⅲ 4</p> <p>2 夜間保育所通知</p> | <p>1 夜間保育所として設置認可されていない</p> <p>2 夜間保育の実施において、設置認可基準を満たしていない</p>  | <p>C</p> <p>C</p>                   |
| 6 減価償却費加算 | <p>1 減価償却費加算の支弁を受ける場合、以下の要件全てに該当しなければならない。</p> <p>①建物が自己所有である</p> <p>②建物取得（整備・改修）の際に建設（購入）資金が発生している</p> <p>③建物の整備・改修に当たって国庫補助金の交付を受けていない</p> <p>④賃借料加算の対象となっていない</p>          | <p>1 左記①～④の要件全てに該当しているか</p>            | <p>1 留意事項通知別紙 2<br/>Ⅲ 5</p>                  | <p>1 建物が自己所有でない</p> <p>2 建物取得（整備・改修）の際に建設（購入）資金が発生していない</p> <p>3 建物の整備・改修に当たり国庫補助金の交付を受けている</p> <p>4 賃借料加算の対象となっている</p>          | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
| 7 賃借料加算   | <p>1 賃借料加算の支弁を受ける場合、以下の要件全てに該当しなければならない。</p> <p>①建物が賃貸物件である</p> <p>②賃貸物件に対する賃借料が発生している</p> <p>③賃借料の国庫補助を受けた場合、残額が生じていない</p> <p>④減価償却費加算の対象となっていない</p>                         | <p>1 左記①～④の要件全てに該当しているか</p>            | <p>1 留意事項通知別紙 2<br/>Ⅲ 6</p>                  | <p>1 建物が賃貸物件でない</p> <p>2 賃貸物件に対する賃借料が発生していない</p> <p>3 賃借料の国庫補助に係る残額が生じている</p> <p>4 減価償却費加算の対象となっている</p>                          | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |

|                    |   |  |  |   |  |
|--------------------|---|--|--|---|--|
| <p>8 チーム保育推進加算</p> | <p>1 チーム保育推進加算の支弁を受ける場合、以下の要件全てに該当しなければならない。</p> <p>①必要保育士数（基本分単価及び他の加算が求める保育士数）を超えて保育士を配置する</p> <p>②キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備する（※）</p> <p>③職員の平均経験年数が12年以上</p> <p>④加算額は、保育士の増員や職員全体の賃金改善に充てる</p> <p>※チーム保育体制の整備とは、年齢別配置基準（3歳児配置改善加算適用の場合は、その配置基準）を超えて、主に3～5歳児について複数保育士により保育する体制の構築をいう</p> <p>2 年度終了後速やかに実績報告書を市に提出しなければならない。</p> <p>3 加算額と上記④に係る支出を比較して差額が生じた場合、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てなければならない。</p> | <p>1 左記①～④の要件全てに該当しているか</p> <p>2 年度終了後速やかに実績報告書を市に提出しているか</p> <p>3 「加算額」と「左記④の支出額」の差額について、翌年度にその全額を賃金改善に充てているか</p> | <p>1 留意事項通知別紙2<br/>Ⅲ 7</p> <p>1 留意事項通知別紙2<br/>Ⅲ 7</p> <p>1 留意事項通知別紙2<br/>Ⅲ 7</p> | <p>1 必要保育士数を超えて保育士を配置していない</p> <p>2 チーム保育体制が整備されていない</p> <p>3 職員の平均経験年数が12年未満である</p> <p>4 加算額が保育士の増員や賃金改善に充てられていない</p> <p>1 年度終了後速やかに実績報告書を市に提出していない</p> <p>1 「加算額」と「左記④の支出額」の差額について、翌年度にその全額を賃金改善に充てていない</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
|--------------------|---|--|--|---|--|

|                    |   |   |                                       |   |  |
|--------------------|---|---|---------------------------------------|---|--|
| <p>9 主任保育士専任加算</p> | <p>1 主任保育士専任加算の支弁を受ける場合は、主任保育士を主任業務（※）に専任させるため、基本分単価及び他の加算が求める「必要保育士数」を超えて代替保育士を配置し、以下の事業等を複数実施しなければならない。</p> <p>①延長保育事業<br/>②一時預かり事業（一般型）<br/>③病児保育事業<br/>④乳児が3人以上利用<br/>⑤障害児が1人以上利用</p> <p>※保育計画の立案，保護者や地域住民からの育児相談，地域の子育て支援活動等。なお，クラス担当等を兼務することは適当でないが，他の保育士が休んだ場合に代理で保育することは妨げない。</p> | <p>1 必要保育士数を超えて代替保育士を配置し，主任保育士を主任業務に専任させ，左記①～⑤の事業等を複数実施しているか</p>          | <p>1 留意事項通知別紙2 VI 1<br/>2 公定価格FAQ</p> | <p>1 必要保育士数を超えて代替保育士を配置していない C<br/>2 主任保育士が主任業務専任になっていない C<br/>3 保護者や地域住民からの育児相談，地域の子育て支援活動等に積極的に取り組んでいない C<br/>4 左記①～⑤の事業等を複数実施していない C</p> |  |
| <p>10 療育支援加算</p>   | <p>1 療育支援加算の支弁を受ける場合は，主任保育士専任加算の対象施設かつ障害児を受け入れている施設において，主任保育士を補助する者を配置し，地域住民等の子どもの療育支援に取り組まなければならない。</p>  | <p>1 主任保育士専任加算の対象かつ障害児を受け入れており，主任保育士の補助者を配置して地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいるか。</p> | <p>1 留意事項通知別紙2 VI 2</p>               | <p>1 主任保育士加算の対象かつ障害児を受け入れていない C<br/>2 主任保育士の補助者を配置していない C<br/>3 地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいない C</p>   |  |



|                     |  |  |   |  |  |
|---------------------|--|--|---|--|--|
| <p>11 事務職員雇上費加算</p> | <p>1 事務職員雇上費加算の支弁を受ける場合は、事務職員を配置（※）し、以下の事業等のいずれかを実施しなければならない。</p> <p>①延長保育事業<br/>②一時預かり事業（一般型）<br/>③病児保育事業<br/>④乳児が3人以上利用<br/>⑤障害児が1人以上利用</p> <p>※施設長が兼務する場合、業務委託する場合は配置不要</p>   | <p>1 事務職員を配置し、左記①～⑤の事業等のいずれかを実施しているか</p>   | <p>1 留意事項通知別紙 2 VI 3</p>                                    | <p>1 事務職員を配置していない<br/>2 左記①～⑤の事業等をいずれも実施していない</p>  | <p>C<br/>C</p>                         |
| <p>12 処遇改善等加算Ⅱ</p>  | <p>1 加算Ⅱに係る加算額は、その全額を職員の賃金改善に確実に充てなければならない（前提として、公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額についても、その全額を職員の賃金改善に確実に充てなければならない）</p> <p>2 賃金改善の方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金項目以外の賃金項目の水準を低下させないとともに、対象者や額が恣意的に偏らないようにしなければならない</p> <p>3 副主任保育士等、職務分野別リーダー等（以下「加算対象者」という）に対し、職責等に応じて毎月支払われる手当または基本給により賃金改善を行い、その名称、内訳等を明確に管理しなければならない</p> | <p>1 公定価格の人件費増額改定分の全額を職員の賃金改善に充てた上で、加算Ⅱに係る加算額についても全額を職員の賃金改善に充てているか</p> <p>2 賃金改善の方針を周知し、賃金改善を行う項目以外の給与水準を低下させず、対象者や額が恣意的に偏らないようにしているか</p> <p>3 職責等に応じた毎月の手当または基本給により賃金改善を行い、その名称、内訳等を明確に管理しているか</p> | <p>1 処遇改善通知第3 1</p> <p>1 処遇改善通知第3 2</p> <p>1 処遇改善通知第3 2</p> | <p>1 公定価格の人件費増額改定分の全額を職員の賃金改善に充てていない<br/>2 加算Ⅱに係る加算額の全額を職員の賃金改善に充てていない</p> <p>1 賃金改善の方針を周知していない<br/>2 賃金改善を行う項目以外の給与水準を低下させている<br/>3 対象者や額が恣意的に偏っている</p> <p>1 職責等に応じた毎月の手当または基本給により賃金改善を行っていない<br/>2 賃金改善の方法（名称、内訳等）を管理していない</p> | <p>C<br/>C<br/>C<br/>C<br/>C<br/>C</p> |

|   |   |   |  |   |
|---|---|---|--|---|
| <p>4 加算Ⅱに係る加算額について、実績報告において加算残額が生じた場合は、翌年度内に速やかにその全額を一時金等により支払い、賃金改善に充てなければならない</p> <p>5 以下①②のうち該当する方の要件及び③～⑥の要件を満たす賃金改善計画を作成し、その具体的な内容を職員に周知しなければならない。</p> <p>① 「加算Ⅱの単価または加算Ⅱ算定対象人数が公定価格の改定により前年度より増加する場合」及び「新たに加算Ⅱの適用を受ける場合」（以下「加算Ⅱ新規事由がある場合」という）<br/>⇒ 「賃金改善等見込総額（ア）」が「特定加算見込額（エ）」を下回っていない<br/>ア：加算対象者の「賃金改善見込額（イ）」の合算額と「賃金改善見込額」に応じて増加する法定福利費等の事業主負担分の合算額<br/>イ：加算対象者の見込賃金のうち、「起点賃金水準（ウ）」を超える部分に相当する額<br/>ウ：以下A～Cの場合に応じた基準年度の賃金水準に、「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費改定分」を合算した水準<br/>A 加算Ⅱの単価または加算Ⅱ算定対象人数が公定価格の改定により前年度より増加する場合<br/>⇒ 前年度の賃金水準<br/>B 前年度に加算Ⅱの適用を受けてお</p> | <p>4 加算残額について、翌年度内に速やかに全額を賃金改善に充てているか</p> <p>5 左記の要件を満たす賃金改善計画を作成し、その具体的な内容を周知しているか</p> | <p>1 処遇改善通知第3<br/>4</p> <p>1 処遇改善通知第5<br/>2 (1) (2)</p> | <p>1 加算残額について、翌年度内に速やかに全額を賃金改善に充てていない</p> <p>1 加算Ⅱ新規事由がある場合に、「賃金改善等見込総額」が「特定加算見込額」を下回っている</p> <p>2 加算Ⅱ新規事由がない場合に、「加算対象者への支払賃金」が、「加算対象者の前年度の賃金水準に加算当年度の公定価格における人件費改定分を加えた額」を下回っている</p> <p>3 「加算対象者への手当・基本給(加算Ⅱによる改善部分に限る)の総額」が「加算Ⅱの加算見込額」を下回っている</p> <p>4 「賃金改善等見込総額」「賃金改善見込額」「起点賃金水準」「特定加算見込額」等の算定方法が処遇改善通知に則していない</p> <p>5 加算Ⅱ－①について、賃金改善の対象が、左記の要件を満たした職員ではない</p> <p>6 加算Ⅱ－②について、賃金改善の対象が、左記の要件を満たした職員ではない</p> <p>7 職員の職位等に応じた勤務</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
|---|---|---|--|---|

|  |  |  |  |   |                            |
|--|--|--|--|---|----------------------------|
|  | <p>らず、それ以前に適用を受けたことがある場合</p> <p>⇒ <u>適用を受けた直近の年度の賃金水準</u></p> <p>C 初めて加算Ⅱの適用を受ける場合</p> <p>⇒ <u>前年度の賃金水準</u></p> <p>エ：以下の算式により算定する</p> <p>A 加算Ⅱの単価または加算Ⅱ算定対象人数が公定価格の改定により前年度より増加する場合</p> <p>⇒ <u>「加算当年度の単価×加算当年度の人数A（B）－基準年度の単価×基準年度の人数A（B）」×月数</u></p> <p>B 新たに加算Ⅱの適用を受ける場合</p> <p>⇒ <u>加算当年度の単価×加算当年度の人数A（B）×月数</u></p> <p>② 上記①に該当しない場合（以下「加算Ⅱ新規事由がない場合」という）</p> <p>⇒ <u>加算対象者への支払賃金が、加算対象者の前年度の賃金水準に加算当年度の公定価格における人件費改定分を加えた額を下回っておらず、かつ、加算対象者への手当・基本給（加算Ⅱによる改善部分に限る）の総額が加算Ⅱの加算見込額を下回っていない</u></p> <p>③ 加算Ⅱ－①については、以下ア～イの要件を満たす職員に対し、賃金改善を行う</p> <p>ア 「副主任保育士」等の発令を受けている</p> <p>イ 概ね7年以上の経験年数を有し、別に定める研修を修了している</p> |  |  | <p>条件等の要件及び賃金体系を定め、書面で整備し、全職員に周知していない</p> <p>8 個別の職員に対する賃金改善額が処遇改善通知に則していない</p> <p>9 左記の要件を満たす賃金改善計画を作成し、内容を周知していない</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
|--|--|--|--|---|----------------------------|

|  |   |                                 |                                 |  |                            |
|--|---|---------------------------------|---------------------------------|--|----------------------------|
|  | <p>④ 加算Ⅱ-②については、以下ア～イの要件を満たす職員に対し、賃金改善を行う</p> <p>ア 「職務分野別リーダー」等の発令を受けている</p> <p>イ 概ね3年以上の経験年数を有し、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野を担当し、別に定める研修を修了している</p> <p>⑤ 職員の職位等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定め、就業規則等の書面で整備し、全職員に周知する</p> <p>⑥ 個別の職員に対する賃金改善額は、以下のとおりとする</p> <p>ア 副主任保育士等<br/>原則として月額4万円</p> <p>イ 職務分野別リーダー等<br/>原則として月額5千円</p> <p>※詳細は処遇改善通知参照</p> <p>6 年度末において、実施した賃金改善が以下①②のうち該当する方の要件及び③の要件を満たしていなければならない。</p> <p>① 加算Ⅱ新規事由がある場合<br/>⇒ 「賃金改善等実績総額(ア)」が「特定加算実績額(ウ)」を下回っていない</p> <p>ア：加算対象者の「賃金改善実績額(イ)」の合算額と「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分の合算額</p> <p>イ：加算対象者への支払賃金のうち、「起</p> | <p>6 実施した賃金改善が左記の要件を満たしているか</p> | <p>1 処遇改善通知第5<br/>2 (3) (4)</p> | <p>1 加算Ⅱ新規事由がある場合に、「賃金改善等実績総額」が「特定加算実績額」を下回っている</p> <p>2 加算Ⅱ新規事由がない場合に、「加算対象者への支払賃金」が、「加算対象者の前年度の賃金水準に加算当年度の公定価格における人件費改定分を加えた額」を下回っている</p> <p>3 「加算対象者への手当・基本</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
|--|---|---------------------------------|---------------------------------|--|----------------------------|

|  |   |   |                    |   |                            |
|--|---|---|--------------------|---|----------------------------|
|  | <p>点賃金水準」を超える部分に相当する額</p> <p>ウ：以下の算式により算定する</p> <p>A 加算Ⅱの単価または加算Ⅱ算定対象人数が公定価格の改定により前年度より増加する場合</p> <p>⇒ <math>\frac{\text{「加算当年度の単価} \times \text{加算当年度の人数 A (B) - 基準年度の単価} \times \text{基準年度の人数 A (B)」}}{\text{月数}}</math></p> <p>B 新たに加算Ⅱの適用を受ける場合</p> <p>⇒ <math>\frac{\text{加算当年度の単価} \times \text{加算当年度の人数 A (B)}}{\text{月数}}</math></p> <p>② 加算Ⅱ新規事由がない場合</p> <p>⇒ <u>加算対象者への支払賃金が、加算対象者の前年度の賃金水準に加算当年度の公定価格における人件費改定分を加えた額を下回っておらず、かつ、加算対象者への手当・基本給（加算Ⅱによる改善部分に限る）の総額が加算Ⅱの加算実績額を下回っていない</u></p> <p>③ 上記①または②の要件を満たさなかった場合には、生じた加算残額の全額を翌年度に速やかに職員に支払う</p> <p>※詳細は処遇改善通知参照</p> <p>7 賃金改善に係る収入・支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、実績報告後5年間保管しなければならない。</p> | <p>7 賃金改善に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しているか</p> | <p>1 処遇改善通知第73</p> | <p>給（加算Ⅱによる改善部分に限る）の総額」が「加算Ⅱの加算実績額」を下回っている</p> <p>4 「賃金改善等実績総額」「賃金改善実績額」「特定加算実績額」等の算定方法が処遇改善通知に則していない</p> <p>5 左記①または②の要件を満たさなかった場合に、加算残額の全額を翌年度に速やかに職員に支払っていない</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
|--|---|---|--------------------|---|----------------------------|

|                    |  |   |   |  |  |
|--------------------|--|---|---|--|--|
| <p>13 処遇改善等加算Ⅲ</p> | <p>1 加算Ⅲに係る加算額は、その全額を職員の賃金改善に確実に充てなければならない（前提として、公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額についても、その全額を職員の賃金改善に確実に充てなければならない）</p> <p>2 賃金改善の方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金項目以外の賃金項目の水準を低下させないとともに、対象者や額が恣意的に偏らないようにしなければならない</p> <p>3 充当対象職員、改善する賃金項目（基本給、手当、賞与、一時金等）、支払方法（毎月払い、一括払い）等の名称や内訳等を明確に管理しなければならない</p> <p>4 加算Ⅲに係る加算額について、実績報告において加算残額が生じた場合は、翌年度内に速やかにその全額を一時金等により支払い、賃金改善に充てなければならない</p> | <p>1 公定価格の人件費増額改定分の全額を職員の賃金改善に充てた上で、加算Ⅲに係る加算額についても全額を職員の賃金改善に充てているか</p> <p>2 賃金改善の方針を周知し、賃金改善を行う項目以外の給与水準を低下させず、対象者や額が恣意的に偏らないようにしているか</p> <p>3 充当対象職員、改善する賃金項目、支払方法等を管理しているか</p> <p>4 加算残額について、翌年度内に速やかに全額を賃金改善に充てているか</p> | <p>1 処遇改善通知第3<br/>1</p> <p>1 処遇改善通知第3<br/>2</p> <p>1 処遇改善通知第3<br/>2</p> <p>1 処遇改善通知第3<br/>4</p> | <p>1 公定価格の人件費増額改定分の全額を職員の賃金改善に充てていない</p> <p>2 加算Ⅲに係る加算額の全額を職員の賃金改善に充てていない</p> <p>1 賃金改善の方針を周知していない</p> <p>2 賃金改善を行う項目以外の給与水準を低下させている</p> <p>3 対象者や額が恣意的に偏っている</p> <p>1 充当対象職員、改善する賃金項目、支払方法等を管理していない</p> <p>1 加算残額について、翌年度内に速やかに全額を賃金改善に充てていない</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
|--------------------|--|---|---|--|--|

|  |  |   |                             |   |   |
|--|--|---|-----------------------------|---|---|
|  | <p>5 以下①～③の要件を満たす賃金改善計画を作成し、その具体的な内容を職員に周知しなければならない。</p> <p>① 職員（法人の役員を兼務している施設長を除く）に係る「賃金改善等見込総額（ア）」が加算見込額を下回っていない</p> <p>ア：各職員の「賃金改善見込額（イ）」の合算額と「賃金改善見込額」に応じて増加する法定福利費等の事業主負担分の合算額</p> <p>イ：見込賃金（加算Ⅱ新規事由による賃金改善見込額等を除く）のうち、「起点賃金水準（ウ）」を超える部分に相当する額</p> <p>ウ：前年度の賃金水準に加算当年度の公定価格における人件費の改定分を合算した水準</p> <p>② 加算Ⅲによる賃金改善額の総額が加算見込額を下回っていない</p> <p>③ 加算Ⅲによる「賃金改善見込額」の総額の3分の2以上が、基本給または決まって毎月支払われる手当の引き上げによるものである</p> <p>※詳細は処遇改善通知参照</p> | <p>5 左記の要件を満たす賃金改善計画を作成し、その具体的な内容を周知しているか</p> | <p>1 処遇改善通知第6<br/>2 (1)</p> | <p>1 「賃金改善等見込総額」の算定において、法人役員兼務の施設長を含めている</p> <p>2 「賃金改善等見込総額」が加算見込額を下回っている</p> <p>3 「賃金改善等見込総額」「賃金改善見込額」「起点賃金水準」等の算定方法が処遇改善通知に則していない</p> <p>4 賃金改善額の総額が加算見込額を下回っている</p> <p>5 「賃金改善見込額」の総額の3分の1超が基本給または毎月の手当以外によるものである</p> <p>6 左記の要件を満たす賃金改善計画を作成し、内容を周知していない</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
|--|--|---|-----------------------------|---|---|

|  |  |   |   |   |   |
|--|--|---|---|---|---|
|  | <p>6 年度末において、実施した賃金改善が以下①～④の要件を満たしていなければならない。</p> <p>① 職員（法人の役員を兼務している施設長を除く）に係る「賃金改善等実績総額（ア）」が加算額を下回っていない</p> <p>ア：各職員の「賃金改善実績額（イ）」の合算額と「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分の合算額</p> <p>イ：支払賃金（加算Ⅱ新規事由による賃金改善額等を除く）のうち、「起点賃金水準」を超える部分に相当する額</p> <p>② 加算Ⅲによる賃金改善額の総額が加算額を下回っていない</p> <p>③ 加算Ⅲによる賃金改善額の総額の3分の2以上が、基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げによるものである</p> <p>④ 上記①の要件を満たさなかった場合には、生じた加算残額の全額を翌年度に速やかに職員に支払う</p> <p>※詳細は処遇改善通知参照</p> <p>7 賃金改善に係る収入・支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、実績報告後5年間保管しなければならない。</p> | <p>6 実施した賃金改善が左記の要件を満たしているか</p> <p>7 賃金改善に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しているか</p> | <p>1 処遇改善通知第6<br/>2 (2)</p> <p>1 処遇改善通知第7<br/>3</p> | <p>1 「賃金改善等実績総額」の算定において、法人役員兼務の施設長を含めている</p> <p>2 「賃金改善等実績総額」が加算額を下回っている</p> <p>3 「賃金改善等実績総額」「賃金改善実績額」等の算定方法が処遇改善通知に則していない</p> <p>4 賃金改善額の総額が加算額を下回っている</p> <p>5 賃金改善額の総額の3分の1超が基本給または毎月の手当以外によるものである</p> <p>6 左記①の要件を満たさなかった場合に、加算残額の全額を翌年度に速やかに職員に支払っていない</p> <p>1 賃金改善に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管していない</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
|--|--|---|---|---|---|



|                       |  |  |   |   |                                     |
|-----------------------|--|--|---|---|-------------------------------------|
| <p>14 高齢者等活躍促進加算</p>  | <p>1 高齢者等活躍促進加算の支弁を受ける場合、以下の要件を満たさなければならない。</p> <p>①高齢者等を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用し、高齢者等に適した業務を行わせ、かつ、高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が400時間以上見込まれる</p> <p>②以下の事業等のいずれかを実施する</p> <p>ア 延長保育事業<br/>イ 一時預かり事業（一般型）<br/>ウ 病児保育事業<br/>エ 乳児が3人以上利用<br/>オ 障害児が1人以上利用</p> <p>2 加算を受けた翌年4月末日までに実績報告書を市に提出しなければならない。</p> | <p>1 左記①②の要件を満たしているか</p> <p>2 期限までに実績報告書を市に提出しているか</p> | <p>1 留意事項通知別紙2 VI 9</p> <p>1 留意事項通知別紙2 VI 9</p> | <p>1 高齢者等を職員配置基準以外に雇用し、適した業務を行わせていない</p> <p>2 高齢者等全員の累積年間総雇用時間の見込が400時間未満である</p> <p>3 左記ア～オの事業等をいずれも実施していない</p> <p>1 期限までに実績報告書を市に提出していない</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> |
| <p>15 施設機能強化推進費加算</p> | <p>1 施設機能強化推進費加算の支弁を受ける場合は、火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等の防災対策（※）に取り組み、以下の事業等を複数実施しなければならない。</p> <p>①延長保育事業<br/>②一時預かり事業（一般型）<br/>③病児保育事業<br/>④乳児が3人以上利用<br/>⑤障害児が1人以上利用</p> <p>※取組に係る経費の総額が概ね16万円以上見込まれること</p>   | <p>1 職員等の防災教育及び防災対策に取り組み、左記①～⑤の事業等を複数実施しているか</p>       | <p>1 留意事項通知別紙2 VI 10</p>                        | <p>1 職員の防災教育及び防災対策に取り組んでいない</p> <p>2 左記①～⑤の事業等を複数実施していない</p>  | <p>C</p> <p>C</p>                   |

|              |  |   |                      |  |             |
|--------------|--|---|----------------------|--|-------------|
|              | 2 加算を受けた翌年4月末日までに実績報告書を市に提出しなければならない。  | 2 期限までに実績報告書を市に提出しているか                    | 1 留意事項通知別紙2<br>VI 9  | 1 期限までに実績報告書を市に提出していない   | C           |
| 16 小学校接続加算   | 1 小学校接続加算の支弁を受ける場合、以下の要件をすべて満たさなければならない。<br>①小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にする<br>②小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施する<br>③小学校との接続を見通した保育課程を編成する | 1 左記①～③をすべて満たしているか                        | 1 留意事項通知別紙2<br>VI 11 | 1 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌が不明確である<br>2 小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していない<br>3 小学校との接続を見通した保育課程を編成していない | C<br>C<br>C |
| 17 栄養管理加算    | 1 栄養管理加算の支弁を受ける場合は、食事の提供にあたり、栄養士を活用して献立・アレルギー・アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けなければならない。  | 1 栄養士から献立・アレルギー等への助言や食育等に関する継続的な指導を受けているか | 1 留意事項通知別紙2<br>VI 12 | 1 栄養士から助言や指導を受けていない<br>2 栄養士からの助言や指導が継続的でない  | C<br>C      |
| 18 第三者評価受審加算 | 1 第三者評価受審加算の支弁を受ける場合は、市が認める第三者機関による評価を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しなければならない。  | 1 市が認める第三者機関による評価を受審し、結果を広く公表しているか        | 1 留意事項通知別紙2<br>VI 13 | 1 市が認める第三者機関による評価を受審していない<br>2 結果を広く公表していない  | C<br>C      |

## V 市補助金に関する基準

| 項目              | 基本的考え方   | 観点  | 関係法令等             | 評価事項  | 評価     |
|-----------------|--|---|-------------------|---|--------|
| 1 実費徴収の禁止       | <p>1 ①児童処遇費が支払われていること、②市補助金の残額を、特色ある保育サービス・便宜の提供に係る経費として活用することが認められていることから、以下の場合を除き、保護者から実費を徴収してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2号認定子どもの副食費</li> <li>・保育の提供において通常必要となる数量を施設の費用負担で提供しているが、保護者側の都合により、同一のものについて追加購入等の希望がある場合</li> </ul> <p>例) 紛失、破損、複数希望</p> | <p>1 認められている場合を除き、保護者から実費を徴収していないか</p>  | <p>1 実費徴収通知</p>   | <p>1 実費徴収が認められていない費用について、保護者から徴収している</p>                            | B      |
| 2 他自治体施設等への資金移動 | <p>1 市補助金は、財源が全額市税であることから、他自治体の施設等へ資金移動してはならない。</p> <p>2 弾力運用により委託費を他自治体の施設等へ資金移動する際は、資金移動額に市補助金が含まれていないことを明確にするため、委託費と市補助金それぞれの残高を算出・管理しなければならない。また、翌年度以降も、資金移動の有無に関わらず、管理し続けなければならない。</p>  | <p>1 市補助金を他自治体の施設等へ資金移動していないか</p> <p>2 他自治体の施設等へ資金移動している場合、委託費と市補助金それぞれの残高を算出・管理しているか</p> | <p>1 市補助金運用通知</p> | <p>1 市補助金を他自治体の施設等へ資金移動している</p> <p>1 委託費と市補助金それぞれの残高を算出・管理していない</p> | B<br>B |
| 3 本部経費按分負担額の算出  | <p>1 法人本部の経費を各施設が按分して負担する際に、収入比や支払資金残高比を用いて按分する場合は、市補助金の金額・残高を除いた数値を用いなければならない（委託費の収入比で按分することは差し支えない）。</p>   | <p>1 収入比や支払資金残高比を用いて本部経費按分負担額を算出している場合、市補助金を除いているか</p>                                    | <p>1 市補助金運用通知</p> | <p>1 市補助金を含めた収入比や支払資金残高比を用いて本部経費按分負担額を算出している。</p>                   | B      |

|           |  |                                  |             |                                  |   |
|-----------|--|----------------------------------|-------------|----------------------------------|---|
| 4 書類の整備保管 | 1 補助金に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを対象事業の完了後又は補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。 | 1 補助金に係る予算・決算関係書類を整備し、5年間保管しているか | 1 市補助金要綱第11 | 1 補助金に係る予算・決算関係書類を整備し、5年間保管していない | B |
|-----------|--|----------------------------------|-------------|----------------------------------|---|

※「V 市補助金に関する基準」の項目は、子ども・子育て支援法に基づく指導検査だけでなく、調布市民間保育所等運営費等補助金交付要綱第10の規定に基づく実地検査の対象でもあります。したがって違反があった場合、子ども・子育て支援法に基づく指導検査の結果として通知する「実地検査指導事項票」とは別に、市補助金の所管部署である保育課から改善を求める文書を送付する場合があります。